

右のチェック欄①～③がすべて空欄になると入力完了です。

すべて入力しても「基準違反の可能性あり」の表示が残る場合は、東京都に連絡してください。

別紙様式(R5.6月版)

基準日 令和5年7月1日 現在

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	SOMPOケア ラヴィーレグラン四谷		
定員・室数	52 人	・	48 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類型	介護付（一般型）
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型（自立含む）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居室区分	定員1～2人（親族のみ対象）
介護に関わる職員体制	2.5:1以上

1 事業主体

名称	法人等の種別	営利法人	
	フリカカナ 名称	ソポケアケアシステム株式会社	
主たる事務所の所在地	〒	140-0002	
	東京都品川区東品川四丁目12番8号		
連絡先	電話番号	03-6455-8560	
	ファックス番号	03-5783-4170	
ホームページ	https://www.sompocare.com		
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名 鷺見 隆充
設立年月日	平成9年5月26日		
主な事業等	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
< 居宅サービス >			
訪問介護	66	SOMPOケア 王子神谷 訪問介護	足立区新田1-3-19
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	12	SOMPOケア 赤羽 デイサービス	北区赤羽台3-1-19
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	71	そんぼの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
福祉用具貸与	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
特定福祉用具販売	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
< 地域密着型サービス >			
定期巡回・随時訪問介護・看護	26	SOMPOケア 中十条 定期巡回	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
夜間対応型訪問介護	17	SOMPOケア 中十条 夜間訪問介護	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
地域密着型通所介護	2	SOMPOケア 新中野 デイサービス	中野区中央3-27-15 富田ビル
認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぼの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	46	SOMPOケア 池袋 居宅介護支援	豊島区高松1-11-15 森田ビル西池袋801号室
< 居宅介護予防サービス >			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	61	そんぼの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
介護予防福祉用具貸与	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
介護予防特定福祉用具販売	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
< 地域密着型介護予防サービス >			
介護予防認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぼの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
介護予防支援	4	杉並区地域包括支援センターケア24成田	杉並区成田西3-7-4
< 介護保険施設 >			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカ ^ナ	ソンボケア ラヴィーレグランヨツヤ					
名 称		SOMPケア ラヴィーレグラン四谷					
所在地	〒 160-0015	東京都新宿区大京町20番3					
連絡先	電話番号	03-5357-7403					
	ファックス番号	03-5357-7436					
ホームページ	https://www.sompocare.com						
介護保険事業所番号	第1370406801号						
管理者職氏名	役職名	支配人	氏名	徳 翔大			
事業開始年月日	令和3年3月1日						
届出年月日	令和3年1月6日						
届出上の開設年月日	令和3年3月1日						
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	令和3年3月1日					
	指定の有効期間	令和9年2月28日 まで					
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	令和3年3月1日					
	指定の有効期間	令和9年2月28日 まで					
事業所へのアクセス	東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅下車 徒歩5分(400m)						
施設・設備等の状況							
敷 地	権利形態	—	抵当権	なし			
	面積	1131.27 m ²					
建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし			
	延床面積	2400.48 m ²	うち有料老人ホーム分	2400.48 m ²			
	竣工日	平成29年8月8日					
	階 数	地上		5	階	地下	-
		うち有料老人ホーム分 地上		5	階	地下	-
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム			
	併設施設等	なし ()					
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成29年8月24日		～	令和29年10月31日	
		自動更新	あり				
居 室	階	定員	室数	面積			
	2階	1～2	16	18.1 m ²	～	30.7 m ²	
	3階	1～2	18	18.1 m ²	～	30.4 m ²	
	4階	1～2	14	18.1 m ²	～	30.4 m ²	
				m ²	～	m ²	
一時介護室	階	定員	室数	面積			
				m ²	～	m ²	
居室内の設備等	便 所	全室あり					
	洗 面	全室あり					
	浴 室	なし					
	冷暖房設備	全室あり					
	電話回線	全室あり (電話機設置無、電話会社と直接契約、料金自己負担)					
	テレビアンテナ端子	全室あり (テレビ設置無、個別有料放送・NHK受信料等は自己負担)					
共同便所	6 箇所		(男女共用)				
共同浴室	個浴:	3	大浴槽:	0	機械浴:	1	
	併設施設との共用	なし ()					
食 堂	兼用	あり (多目的ホール)					
	併設施設との共用	なし ()					
その他の共用施設	あり (機能訓練室、相談室兼応接室、ラウンジ、ファミリーダイニング 等)						
エレベーター	あり 2 基						
消 防 設 備	自動火災報知設備:	あり	火災通報装置:	あり	スプリンクラー:	あり	
緊急呼出装置	居室:	あり	便所:	あり	浴室:	あり	
			更衣室:	あり			

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）	1					1人	1.0	
生活相談員	1					1人	1.0	
看護職員：直接雇用	3			1		4人	3.6	
看護職員：派遣				1		1人		
介護職員：直接雇用	13			2		15人	14.9	
介護職員：派遣	1					1人		
機能訓練指導員	1					1人	1.0	
計画作成担当者	1					1人	1.0	
栄養士						0人		外部委託
調理員						0人		外部委託
事務員	1					1人	1.0	
その他従業者				1		1人	0.1	
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		
③-1 介護職員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤		/		
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	10			1				
実務者研修	1							
介護職員初任者研修	1							
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし	2			1				
③-2 機能訓練指導員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤		/		
		専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士								
作業療法士	1							
言語聴覚士								
看護師又は准看護師								
柔道整復師								
あん摩マッサージ指圧師								
はり師又はきゅう師								
③-3 管理者（施設長）の資格				介護福祉士				
④ 夜勤・宿直体制								
配置職員数が最も少ない時間帯				17 時	0 分	～	10 時	0 分
上記時間帯の職員配置数				介護職員 2 人以上		看護職員 0 人以上		
⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等						①と同じのため記入省略		
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格				③-1 と同じのため記入省略					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/			
		専従	非専従	専従	非専従				
介護福祉士									
実務者研修									
介護職員初任者研修									
介護支援専門員									
たん吸引等研修（不特定）									
たん吸引等研修（特定）									
資格なし									

⑤-2 機能訓練指導員の資格				③-2 と同じのため記入省略					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/			
		専従	非専従	専従	非専従				
理学療法士									
作業療法士									
言語聴覚士									
看護師又は准看護師									
柔道整復師									
あん摩マッサージ指圧師									
はり師又はきゅう師									

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数 1.5 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		2	2	2							
1年以上3年未満		1		12	2	1		1		1	
3年以上5年未満											
5年以上10年未満											
10年以上											
合計		3	2	14	2	1	0	1	0	1	0

4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（委託）
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし
定期的な安否確認の方法	巡回（夜間にも夜勤ヘルパーが巡回）。頻度は、入居者の意向を確認、また意見交換等を行い、できる限りそれを尊重する。
施設で対応できる医療的ケアの内容	施設の看護職員による在宅酸素の管理、経管栄養対応 など

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団幸清会 四谷クリニック
	所在地	東京都新宿区四谷1-2-30 第2・四谷中村ビル 3F
	協力の内容	入居者に対して必要な医療を提供することとし、入居者またはそのご家族に対し、医療の提供に関する十分な説明を行う。※主に訪問診療にて利用します 距離 : 約1.1km 診療科目 : 内科
協力医療機関(2)	名称	プライムクリニック三鷹
	所在地	東京都三鷹市下連雀3-22-14 岡田ビル2F
	協力の内容	入居者に対して必要な医療を提供することとし、入居者またはそのご家族に対し、医療の提供に関する十分な説明を行う。※主に訪問診療にて利用します 距離 : 約14km 診療科目 : 内科、循環器科、消化器科、精神科、皮膚科 等
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団高輪会 サンフラワービル歯科
	所在地	東京都品川区南品川2-7-9
	協力の内容	歯科訪問診療にて治療を行う入居者に関して、最善の方法で治療を行う。 距離 : 約8.9km
介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算		あり
夜間看護体制加算		あり
看取り介護加算		あり(I)
医療機関連携加算		あり
認知症専門ケア加算		なし
サービス提供体制強化加算		あり(II)
介護職員処遇改善加算		あり(I)
介護職員等特定処遇改善加算		あり(I)
介護職員等ベースアップ等支援加算		あり
入居継続支援加算		なし
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)		なし
生活機能向上連携加算		なし
若年性認知症入居者受入加算		なし
ADL維持等加算		なし
科学的介護推進体制加算		なし
口腔衛生管理体制加算		なし
口腔・栄養スクリーニング加算		なし
退院・退所時連携加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定		可
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	原則満65歳以上
	要介護度	自立・要支援・要介護
	医療的ケア	要相談
	認知症	要相談
	その他	入居契約時、身元保証人を定める ※要相談
身元引受人等の条件、義務等	<p>(身元保証人)</p> <p>1 入居者は、身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、次の各号に定める義務を負う。</p> <p>(1) 身元保証人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の一切の債務を保証する。</p> <p>(2) 身元保証人は、入居者が病気、死亡等の場合に、事業者からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行うものとする。</p> <p>(3) 身元保証人は、本契約が終了し、事業者が請求したときは、当人固有の債務として入居者の身柄を引取るとともに、第40条に従った居室の明渡しおよび第41条に従った財産の引き取りをして、居室の明渡しをするものとする。なお、かかる場合に第45条第2項の損害が事業者に発生した場合には、身元保証人が保証するものとする。</p> <p>3 前項第(1)号の身元保証人の負担は、【表題部】2.「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極額を限度とする。</p> <p>4 前第2項第(1)号の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者または身元保証人が死亡したときに確定する。</p> <p>5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況（不履行の有無）ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でない事業者が認めるときは、入居者は、事業者の承認する身元保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。</p>	
体験入居	利用期間	6泊7日を限度とする。
	利用料金	費用 1泊2日（3食付） 11,000円（税込）
	その他	その他費用（おむつ代、日用雑貨品等、実費）
入院時の契約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中も契約は継続するため、その間の家賃相当額および管理費は発生する。 ・食費については、3日前（提供日当日を含む）の午後3時までに欠食の届出があった場合、欠食分の食材費は請求しない。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限り、当日欠食分から食材費を請求しない。 ・入居者が1か月以上の入院をして、入居者または身元保証人からの申し出があり、事業者が認めた場合「30日以上の予告期間」の定めにかかわらず契約解除の効力を別に定める書面による合意の日にすることができるものとする。 	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	<p>1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者（入居者が意思表示をできない場合は身元保証人）または家族に説明して理解を得るものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。</p> <p>3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	

事業者からの契約解除	<p>(事業者の契約解除)</p> <p>1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。</p> <p>(2) 第30条に定める前払金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき。</p> <p>(3) 第31条に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。</p> <p>(4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。</p> <p>(5) 2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目的がたたく本契約を継続する意思がないものと事業者が認めるとき。</p> <p>(6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。</p> <p>(7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。</p> <p>(8) 第6条または第25条第1項、第3項、第4項の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。</p> <p>(9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。</p> <p>2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第11条に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。</p> <p>(2) 第25条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。</p> <p>4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じて、何らこれを賠償する責任を負わない。</p>
------------	---

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	
その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	<p>判断基準の内容 (事業者からの申し出による移り住み)</p> <p>1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することができる。</p> <p>2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>(3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>(4) 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>(5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 本条により居室を変更する場合、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p> <p>(入居者または身元保証人からの申し出による移り住み)</p> <p>1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務を負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。</p> <p>2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。</p> <p>4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p> <p>手続の内容</p> <p>1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>4 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p>

利用料金の変更	上記の判断基準・手続きに従う		
前払金の調整	上記の判断基準・手続きに従う		
従前居室との仕様の変更	あり		
提携ホーム等への転居	あり	当社の運営する他のホーム	
判断基準・手続	入居者、身元保証人が希望する場合、ホームへ申し出る		
利用料金の変更	転居先ホームの契約に従う		
前払金の調整	当ホームを退去手続きのうえ、通常の返金を行う。再度変更先の居室について入居契約を締結する。		
従前居室との仕様の変更	あり		
苦情対応窓口			
窓口の名称 1	SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口		
電話番号	0120-65-1192		
対応時間	9:00 ~ 18:00 (平日)		
窓口の名称 2	新宿区役所 福祉部介護保険課給付係		
電話番号	03-5273-3497		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (平日)		
窓口の名称 3	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課		
電話番号	03-5320-4537		
対応時間	9:00 ~ 17:00 (平日)		
賠償責任保険の加入	あり	保険の名称：総合賠償責任保険(損害保険ジャパン株式会社)	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢：	88.3 歳	入居者数合計：	31 人					
	介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 5 歳未満									
6 5 歳以上 7 5 歳未満									
7 5 歳以上 8 5 歳未満			1		1		2		1
8 5 歳以上			4	2	5	3	3	4	5
合計		0	5	2	6	3	5	4	6
入居継続期間別入居者数									
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計		
入居者数	3	3	23	2			31		
男女別入居者数	男性： 9 人		女性： 22 人						
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	60 % （定員に対する入居者数）								
直近 1 年間に退去した者の人数と理由									
理由	人数			理由	人数				
自宅・家族同居				その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居					
介護老人福祉施設（特別介護老人ホーム）へ転居				医療機関への入院					
介護老人保健施設へ転居				死亡	7				
介護療養型医療施設へ転居				その他	1				
他の有料老人ホームへ転居				退去者数合計	8				

6 利用料金

入居準備費用	なし		円				
明内細訳							
支払日・支払方法							
解約時の返還							
敷金	なし						
金額		円	※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。				
家賃及びサービスの対価							
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
【前払金方式】		0円					
居室タイプA/aプラン	9,480,000円	403,400円	190,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプA/bプラン	18,480,000円	253,400円	40,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプA/cプラン	20,880,000円	213,400円	0	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプB,C/aプラン	11,040,000円	408,400円	195,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプB,C/bプラン	20,040,000円	258,400円	45,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプB,C/cプラン	22,740,000円	213,400円	0	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプD/aプラン (2名利用時)	16,800,000円	705,800円	279,000	268,400	0	158,400	管理費に含む
居室タイプD/aプラン (1名利用時)	16,800,000円	559,500円	279,000	201,300	0	79,200	管理費に含む
居室タイプD/bプラン (2名利用時)	30,300,000円	480,800円	54,000	268,400	0	158,400	管理費に含む
居室タイプD/bプラン (1名利用時)	30,300,000円	334,500円	54,000	201,300	0	79,200	管理費に含む
居室タイプD/cプラン (2名利用時)	33,540,000円	426,800円	0	268,400	0	158,400	管理費に含む
居室タイプD/cプラン (1名利用時)	33,540,000円	280,500円	0	201,300	0	79,200	管理費に含む
居室タイプE/aプラン	11,940,000円	420,400円	207,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプE/bプラン	21,540,000円	260,400円	47,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプE/cプラン	24,360,000円	213,400円	0	134,200	0	79,200	管理費に含む
【月払い方式】		0円					
居室タイプA	0円	561,400円	348,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプB,C	0円	592,400円	379,000	134,200	0	79,200	管理費に含む
居室タイプD(2名利用時)	0円	985,800円	559,000	268,400	0	158,400	管理費に含む
居室タイプD(1名利用時)	0円	839,500円	559,000	201,300	0	79,200	管理費に含む
居室タイプE	0円	619,400円	406,000	134,200	0	79,200	管理費に含む

各料金の内訳・明細	前払金	<p><入居日に満75歳以上の方の前払金> 標準前払金 (前払金方式の例(Aタイプ)) 月額単価(348,000円)×想定居住期間(60月)により算出</p> <p><入居日に満75歳未満の方の前払金> 標準前払金(「標準前払金」とは、入居日における入居者の満年齢が満75歳以上の方に適用される前払金額である。)に以下の金額を加算した金額を適用する。</p> <p>日割額(標準前払金÷1,826日)を入居日から起算して、入居者の満75歳の誕生日前日までの日数を乗じた額。</p> <p>前払金=標準前払金+(日割額×入居日から満75歳の誕生日前日までの日数)</p> <p>※目安額は別紙参照</p> <p>(月額単価の説明)</p> <p>近傍同種の家賃相当額を勘案し、妥当な額として設定。</p> <p>(想定居住期間の説明)</p> <p><入居日に満75歳以上の方> 5年(1,826日) →当社運営ホームの過去データ及び有料老人ホーム協会の退去率データを勘案して設定。</p> <p><入居日に満75歳未満の方> 5年(1,826日)に入居日より満75歳の誕生日前日までの日数を加算した日数とし償却期間とする。</p>
	家賃	<p>(前払金方式の場合) 家賃相当額は前払金として受領するため、月額利用料としては必要ない。</p> <p>(前払金・月払い併用プランの場合) 家賃相当額の一部を前払金として受領。</p> <p>(月払い方式の場合) 近傍同種の家賃相当額を勘案し、妥当な額として設定。</p>
	管理費	<p>居室タイプA,B,C,E: 134,200円 居室タイプD(2人部屋): 268,400円(2名入居時) / 201,300円(1名入居時)</p> <p>共用施設等の維持・管理費、事務管理部門の人員費および事務費 (居室電気代・居室水道代を含む)</p>
	介護費用	<p>3,300円/日(税込) 入居後に自立と認定され、継続して入居をし、入居者の選択により要支援者と同等のサービスを受ける場合の費用。</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>
	食費	<p>朝食 303 円・昼食 396 円・夕食 396 円 間食 0 円</p> <p>1日当たり 1,100 円 × 30日で積算</p> <p>1カ月79,200円(税込)30日の場合 内訳: 食材費: 1,000円 [朝食280円、昼食360円、夕食360円] (税抜) (1日あたり) 厨房管理費: 1,400円(税抜) (1日あたり)</p> <p>食費に含まれるサービス: 献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。 有料老人ホームにおける食費(飲食物品の提供の対価)に係る消費税については、「1食あたり640円以下」かつ「1日あたり累計額1,920円以下」の場合(何れも厨房管理費を含む)に、軽減税率(8%)の対象となる。また、税込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出する。</p> <p>(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)</p> <p>3日前(提供日当日を含む)の午後3時までに欠食の届出があった場合、欠食分の食材費は請求しない。(ただし、欠食の場合であっても、厨房管理費は発生する)</p>
	光熱水費	居室電気代・居室水道代は管理費に含まれる
	短期利用	<p>1日当たり 18,708 円</p> <p>利用料の算出方法 家賃11,600円、管理費4,472円、食費2,636円(税込)</p>

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位：円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	77,717	7,772
要支援2	124,750	12,475
要介護1	210,784	21,079
要介護2	234,851	23,486
要介護3	260,368	26,037
要介護4	283,705	28,371
要介護5	308,873	30,888

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	あり	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(II)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	なし	
口腔衛生管理体制加算	なし	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする	

【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	居室タイプA／bプラン		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	18,480,000	253,400
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

<p>重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>署名 _____</p>	<p>説明年月日 _____年 月 日</p> <p>説明者職・氏名 _____</p> <p>職 _____</p> <p>署名 _____</p>
---	---

対象区分	区分Ⅰ
特定施設の種類の	混合型

← プルダウンで選択

別添2（別紙）

介護サービス等の一覧表①

2022/10/1現在

サービス区分	自立		要支援1		要支援2	
	自立介護費、前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込	-	実費/持込
○入浴	浴室使用週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	状態に応じて※4	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
清拭	状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	-		-		-	
○身辺介助						
体位交換	-	-	-	-	-	-
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助						
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	-	実費	-	実費	-	実費
○理美容	-	実費	-	実費	-	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
○日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
<その他のサービス>						
○アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	-	実費	-	※5	-	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時及び18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護1		要介護2		要介護3	
	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費/持込	－	実費/持込	－	実費/持込
○入浴	週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		状態に応じて※4	
○身辺介助						
体位交換	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	付添	－	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
○アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中：8～18時、夜朝：6～8時及び18～22時、深夜：22～6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円(すべて税込の金額)。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(※1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

サービスの分類	要介護4		要介護5	
	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助				
協力医療機関	付添	-	付添	-
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-
<生活サービス>				
○家事				
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費
○理美容	-	実費	-	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1
日用雑貨費用	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	-	※5	-	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時及び18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

